

佐賀県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第54号

佐賀県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例
佐賀県蜜蜂転飼条例（昭和31年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(許可) 第3条 略</p>	<p>(許可) 第3条 略 2 知事は、転飼をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前項の許可をしてはならない。</u> (1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</u> (2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u> (3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u> (4) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u> (5) <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u> (6) <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u> (7) <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u> (8) <u>役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体に</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定による蜜蜂転飼許可申請書の提出期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～5 略 (変更許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の許可には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。</p> <p>(許可の掲示)</p> <p>第5条 略</p>	<p><u>あつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</u></p> <p>(9) <u>第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による蜜蜂転飼許可申請書の提出期間は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4～6 略 (変更許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の許可には、前条第2項及び第4項から第6項までの規定を準用する。</p> <p>(許可の掲示)</p> <p>第5条 略 (許可の取消し)</p> <p>第5条の2 <u>知事は、第3条第1項の許可を受けた者が、同条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該許可を取り消すことができる。</u></p>

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名又は名称及び
代表者氏名
生年月日
電話番号
印

次のとおり転飼したいので、佐賀県蜜蜂転飼条例第 3 条第 1 項の規定により申請します。

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
			月 月 日から 日まで	
			月 月 日から 日まで	

- 注 1 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入すること。
2 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□に△を記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、蜜蜂転飼許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏面)

誓約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。